

ちよこつとたすけあいサポーター支援事業

ポイント交換申請会

&

活動発表・講演会

申込はこちらから



市役所からの
お知らせ

日時 2月14日(金) 11:00~16:30
対象 ちよこつとたすけあいサポーター
場所 アプラたかいし 大ホール
料金 無料
申込 2月13日までに Web 申込または社会福祉協議会の窓口申込書を持参

11:00 ~ 13:00	ポイント交換申請会兼受付 ※ポイント交換申請をされる方は、左記の時間内にお越しください。
13:30 ~ 16:30	活動発表・講演会 講演者 田川雅規氏(あそびの工房もくもく屋)

※混雑が予想されますので、お時間に余裕を持ってご来場をお願いします。

問合せ先 ちよこつとたすけあいサポーター事務局(社会福祉協議会) ☎(261)3656

- **【ポイント交換申請について】**
- **持物** 2024年度手帳、ポイント交換申請書、チケット引換券・委任状、2025年度手帳
- **申請方法**
 - ① 2月14日のポイント交換申請会で申請
 - ② 社会福祉協議会の窓口で申請
 - ③ 市内6公民館・コミュニティセンターに置いてある申請BOXに投函
- **申請期限** 2月28日まで
- ※申請期限終了後は、ポイントが失効します。繰越し手続きも出来ません。

2市1町広域連携企画

泉大津市・高石市・忠岡町の
気になる情報をお届けします!

泉大津市



福祉バスの共通停留所を 設置しました

令和6年12月から、泉大津市・高石市・忠岡町の福祉バスをつなぐための共通停留所を設置しました。「センパル公園前」では高石市の福祉バスと、「太平のゆ」では忠岡町の福祉バスと、それぞれ乗り継ぐことができます。

対象 60歳以上の人、障がい者手帳を持っている人、妊産婦、乳幼児連れの人、対象者の介添え者など
※車いすを利用する人は、介添え者と一緒に乗車をお願いします。

問合せ先 泉大津市福祉政策課
☎0725(33)1131



高石市



カモンたかいしのトレーニング ルームを使ってみよう!

カモンたかいし開館10周年イベントとして、トレーニングルーム無料体験を実施します。初めて利用する方に限り1回無料でご利用いただけますので、この機会にご利用ください。

日程 2月21日~3月20日
場所・問合せ先 カモンたかいし
☎072(263)2622



忠岡町



忠岡町限定デザインの『全国消防カード』を配布しています!

忠岡町消防本部では、限定デザインの全国消防カードをはじめ、消防や救急に関するグッズやパンフレットを無料で配布しています。もしもの時に備えましょう!

配布場所 忠岡町消防本部(忠岡町忠岡北1-1-23)1階受付窓口※駐車場有
配布時間 平日9時~17時30分
注意事項 数量限定のため、1人につき1枚の配布とします。(なくなり次第終了とさせていただきます。)

問合せ先 忠岡町消防本部総務課
☎0725(31)0119



税

市・府民税の申告は 2月17日～3月17日に

令和6年中に所得がある方で、次のいずれかに該当する方を除いては、市・府民税の申告が必要です。

- ① 税務署に確定申告をされた方
- ② 令和6年中の収入が給与のみで、支払者から給与支払報告書が提出されている方

※令和6年中の所得がなくても国民健康保険などに加入している方、就学援助費などを受給されている方は申告書を提出してください。

申告期間 2月17日～3月17日(土日・祝日を除く)の午前9時30分～午後4時30分

申告場所 市役所別館(1階)

必要書類等 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証や健康保険証等)、年金や給与などの源泉徴収票、生命保険料・地震保険料・国民年金保険料等の各控除証明書、医療費の明細書(医療を受けた方の氏名・病院または薬局名・支払った医療費

の額・保険などで補填された額の記載があるもの)

※収入が公的年金のみの方で、控除内容に変更がある場合は、申告期限内に申告をする必要があります。

◎令和7年度から変更される主な市府民税等の内容については、市ホームページでは、市ホームページをご覧ください。

問合せ 税務課 ☎(275)6097



今月が納期限の税金

〈固定資産税〉
〈都市計画税〉
第4期分

2月28日までにお近くの金融機関またはコンビニエンスストア等で納めてください。

問合せ 税務課 ☎(275)6094

国民年金

確定申告には「**社会保険料(国民年金保険料)控除証明書**」の提出が義務付けられています

令和6年1月1日～12月31日まで
に納めた国民年金保険料は、全額、社会保険料控除として令和6年の所得

から控除されます。

社会保険料控除として確定申告する際は、日本年金機構から送付された「**控除証明書**」を提出してください。

令和6年10月1日以降に初めて保険料を納めた方には、令和7年2月上旬に同様の証明書が送付されます。

問合せ ねんきん加入者ダイヤル

☎0570(003)004

産前産後期間の国民年金保険料の免除

国民年金第1号被保険者の方が出産の際、届出により出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間国民年金保険料が免除され、その期間は保険料納付済期間として年金の受給額に反映されます。

※多胎妊娠の場合、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から最大6か月間の保険料が免除

※出産とは、妊娠85日(4か月)以上の出産のこと(死産、流産、早産された方を含む)

対象 国民年金第1号被

保険者で出産日が平成31年2月1日以降の方



届出時期 出産予定日の6か月前か

ら可能

詳細については市ホームページをご覧ください。

届出・問合せ 健康増進課

☎(275)6241

各種

高額医療・高額介護合算制度

世帯内の後期高齢者医療制度の加入者全員が1年間(毎年8月1日から翌年7月31日まで)に支払った医療保険と介護保険の自己負担額について、その合計額が基準額を超えた場合に、その超えた額を支給します。

3月上旬に、対象者へお知らせと申請書を郵送しますので、必要事項を記入し、同封の封筒で府後期高齢者医療広域連合に返送してください。なお、今回の対象は令和5年8月1日から令和6年7月31日までに支払った自己負担額となっています。

問合せ 府後期高齢者医療広域連合

☎06(4790)2031

「寄附ありがとじ」がありました

企業版ふるさと納税による「寄附をいただきました。寄附対象事業にて有効に活用させていただきます。」

・株式会社 Cielo Azul (シエロアスール) 様

寄附金額 希望により非公表

寄附対象事業 学校給食の無償化

事業

問合せ 地域創生課 ☎(275)6138

2月12日午前11時頃に市内の防災行政無線のスピーカーから訓練放送が流れます

地震や津波、武力攻撃などの発生時に備え、全国一斉情報伝達訓練を行います。これは、全国瞬時警報システム(Jアラート)を用いた訓練で、本市以外の全国の地域でも同様の訓練が行われます。

問合せ 危機管理課 ☎(275)6245

高石北線(府道信太高石線・南海本線高架下交差点)の開通

高石北線の開通に伴い、信号機が設置されます。また、開通に先立ち、信号機が設置・撤去されます。



開通予定日 2月18日(火)

場所 南海本線高架下交差点

信号機設置予定日

① 伽羅橋南交差点(府道堺阪南線との交差点)：2月18日(火)

② 伽羅橋東交差点(耳鼻咽喉科付近の交差点)：2月5日(水)

信号機撤去予定日

① 市道伽羅橋筋(伽羅橋駅南側交差点)：2月5日(水)

問合せ

府道に関すること：府鳳土木事務所建設課 ☎072(273)0123

市道に関すること：事業課 ☎(275)6412

または土木管理課 ☎(275)6478

みんないっしょに生きる社会を まっぼくり

性的マイノリティであることを理由に、偏見や差別で苦しんでいる人たちがいます。例えば、屈辱的な言動を受けたり、昇進を妨げられたり学校生活でいじめられたりするなどの差別があります。こういった国民の理解が必ずしも十分でない現状を鑑み、令和5年6月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(理解増進法)」が公布・施行されました。

この法律では「全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」と規定されており、関係機関が連携しながら各種施策を進めていくこととなっています。

そして、全ての国民は相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指します。

○性的マイノリティとは

好きになる性や心の性が多数派とは異なる人々のこと

○性的指向とは

恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向のこと

○ジェンダーアイデンティティとは

自分自身が認識している性別のこと
この理解増進法が「LGBT理解増進法」等と表現されることもあります。これは、特定の性的指向及びジェンダーアイデンティティについての理解の増進に限らず、全ての人がお互いの人権や

尊厳を大切に、生き生きとした人生を享受できるような社会の実現を目指すものです。また、理解増進法の立法だけでなく、心と体の性が一致しないトランスジェンダーについても新しい動きがあります。トランスジェンダーは、これまで「性同一性障害」と呼ばれ「精神疾患」に分類されていましたが、国際疾病分類が改訂され和訳が「性別不合」へ変更になります。そして、「性の健康に関連する状態群」に分類されることとなります。これにより、出生時に割り当てられた性別の違和は、病気や障害ではないと位置づけられることとなります。

WHOで「国際疾病分類」を担当するロバート・ヤコブ氏は「障害という項目から外すことによって、これからは「性別不合」と呼ばれる人たちがこれまで着せられてきた汚名を返上することにつながる」と述べ、差別が解消されることに期待を示しました。

これら、性的マイノリティの差別解消のため、法務省では性的マイノリティの方々に配慮した企業・団体の取組事例を紹介する特設サイト「MYじんけん言・性的マイノリティ編」が開設されるなどの取組みが行われています。

生きづらさをひとりで抱え込むことなく、全ての人がお互いの人権や尊厳を大切にできる社会のありようを、今一度考えてみませんか。

相談窓口よりそいホットライン ☎0120(279)338

人権・生活相談課 ☎(275)6279

3月1日から午後5時の定時放送の内容が変わります

市内47ヶ所に設置している防災行政無線(固定系)の定時チャイムの放送内容を変更します。(恐はみずい)のメロディはそのまま使用します。なお、毎日午後5時の定時放送は、災害時における情報発信のため、試験放送として行っております。

問合せ 危機管理課 ☎(275)6245

住民税非課税世帯支援給付金

対象となる世帯には2月下旬より順次支給のお知らせを送りたいと思います。届いた方は内容のご確認をお願いします。

※対象と思われる方で、3月中旬までにご案内が届かない方はコールセンターにご連絡ください。

対象

令和6年12月13日において市の住民基本台帳に記録された者であって、令和6年度の個人住民税均等割の非課税者のみで構成されている世帯

②ごども加算給付

①の対象世帯で、平成18年4月2

日以降に生まれたごどもを扶養している世帯

支給額 ①1世帯あたり3万円②ごども1人あたり2万円

申請期限 5月31日まで

問合せ 住民税非課税世帯支援給付金コールセンター ☎(275)6539

QRコード



人権擁護委員による人権相談

日時 第1・3金曜日の午後1時～4時

場所 市役所本館(2階)

人権擁護委員 石田孝文さん・山路駒子さん・西川祐子さん・宮本純子さん・磯部浩明さん・中谷喜久代さん・福村壽之さん(順不同)

問合せ 人権・生活相談課 ☎(275)6279

QRコード

市奨学金の貸付制度

市奨学金の貸付制度

対象 保護者が本市に居住している方で、学校教育法に規定する大学、

高校、高専、専修学校、短期大学、中等教育学校の後期課程

特別支援学校の高等部に在学する方、または今春

入学予定の方(所得制限あり)

申込 4月1日～30日に学校教育課(申込用紙等は3月3日から学校教育課で配布)

※区分イ・ウは本人による申請のみ
審査対象。

貸付期間 区分ア・貸し付けた月から学校教育法に定める修業年限まで
区分イ・ウは貸し付けた月から当該年度末まで

決定 教育委員会から奨学金貸付決定通知書を本人に送付

返還 卒業又は退学した日から1年を経過した翌月から
区分ア・イ：月額5千円、
区分ウ：月額1万円

問合せ 学校教育課 ☎(275)6434

区分	貸付額(年額)	
	国公立	私立
ア	・高等学校 ・高等専門学校 ・中等教育学校の後期課程 ・特別支援学校の高等部	6万円 15万円
	・専修学校 ・短期大学	6万円 15万円
ウ	・大学	15万円 20万円

QRコード

高額な前金を支払ったのに...リフォーム工事の契約トラブル

雨漏りがあったため、事業者に見てもらったところ「腐っている部分がある」と言われ屋根工事をするにしました。見積り額が約450万円と高額だったので、他社からも見積もりを取り比較しようとしたが「当社は職人がそろっており工事が早く済む」と言われたため契約した。工事前に半額程度の金額を支払ったが、足場を組んだ後になって「職人の手配ができず工事は約半年後になる」と告げられた。解約を申し出ると解約料がかかると言われ、納得できない。(60歳代)

ポイント 外壁や屋根などの戸建住宅のリフォーム工事で、高額な前金を支払ったにもかかわらず、なかなか工事が進まないなどの相談が寄せられています。契約する前に複数の事業者から見積もりを取り、費用だけでなく、工期や施工体制、保証内容等についても十分検討することが重要です。高額な費用の全額前払いは避け、完成後の支払いを主とした契約にしましょう。工事が滞った際の備えとして、遅延補償の定め等が契約書にあるか確認しましょう。

困ったときは、消費生活センターへ
☎(267)5501

場所 市役所本館2階
時間 9:00～16:45
休館日 土・日曜日、祝日
※来庁をご希望される場合は事前にお電話ください
※休館日は「消費者ホットライン」☎188へお問い合わせください

消費生活センターだより
Consumer service center newsletter

工事半年後...
「えっ?」

図書館

フォトニュース